

平成 22 年 9 月 18 日

## 博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査） 井尻 秀憲



学位申請者：王尊彦

論文名：1980年代における台湾の政治反対勢力に関する研究  
——「二つの路線の紛争」を中心に

### 【審査結果】

標記博士号請求論文に関する五名からなる審査委員会は、2010年9月16日、口述による最終試験ならびに審査委員会を開催し、同博士号請求論文を合格とし、博士（学術）の学位を授与するにふさわしい研究であるとの結論に達した。

なお、審査委員会は、井尻を主査に、副査として、学内から三尾裕子教授、若松邦弘准教授、学外から、若林正文・早稲田大学教授、清水麗・桐蔭横浜大学教授の五名によって構成された。

### 【論文の概要】

本論文は、1980年代における台湾在野勢力・「党外」（国民党以外の新規政党結成が許されないなかでの国民党の「外」にある反対勢力の総称）及びその後身となる民進党の内部にあった、いわゆる「二つの路線の紛争」（以下、「紛争」）の形成経緯と再生原因を考察し、そのプロセスを詳細に描くことで、「紛争」が有する現代台湾政治史上の生々しい現実を分析することを目的としている。「紛争」は、党外／民進党の穏健派と急進派の両勢力間に起きた政治反対運動の路線に関する意見相違と、それに起因した論争とされる。「紛争」の対立軸は複数で、同時または相前後して出現しており、「議会路線 vs. 街頭路線」「選挙路線 vs. 大衆路線」「体制内改革路線 vs. 体制外改革路線」「交渉 vs. 抗争」「公職者優先 vs. 内部民主制」などがある。

本論文は、序章と終章を含む6章から構成されるが、各章の内容は、次のようなものである。

序章と第1章は理論編で、本論文の研究対象を説明して先行研究を検討している。その関連概念として、ハーシュマンの「退出・抗議・忠誠」概念と、リンズの「半反対」概念が用いられている。そこでは、在野勢力の性格から、党外／民進党を「抗議」グループと

考えたらえ、「穏健派」を「体制内での反対」を主張する「有限的忠誠」と規定している。

第2章から第5章までは、歴史的な考察の部分に当たるが、全ての章は次のように構成される。第2章では、「硬い権威主義体制」下の1950～1970年代に目を向け、現代台湾政治史上の複雑な様相を見ながら、その中にある政治的反対勢力の動向を考察している。より具体的には、1950年代から1977年の「中壢事件」まで、「硬い権威主義体制」の下で、党外内部には、国家への対応をめぐる意見相違が存在しなかった。しかし事件後、党外に大衆の力を認める声とそれを危惧視する声が、同時に触発された。その後、党外政論誌『八十年代』と『美麗島』が創刊され、それぞれ「穏健派」と「急進派」とみなされたが、後者が「美麗島事件」により多数逮捕された。なお、当時は、「穏健的」と「急進的」と認知される勢力が存在していたが、両者の間には路線論争がなかった。

第3章では、「1980年代第I段階」(1980～1983年)において、外交危機に見舞われた政府と、美麗島事件の衝撃を蒙った党外がいかにか立ち直り、党外では国家への対応をめぐる「紛争」が如何に展開・収束されたかを考察している。より具体的には、「警備総部予算審議放棄事件」を皮切りに、党外急進派は、康寧祥ら主流派の穏健路線を妥協的として批判を突きつけ、「紛争」の火蓋を切った。その後、「四人組外訪事件」「後援会規程」などの事件により、「紛争」が幾つかの対立軸をめぐる展開されたが、主流・急進派は、「議会路線 vs. 大衆路線」などの対立軸をめぐる論争しながら、1983年選挙まで「紛争」を続け、最終的には「主流派」の選挙での落選につながった。

第4章では、「1980年代第II段階」(1984～1986年)における現代台湾政治史上の変化に注目しつつ、考察焦点を、党外籍公職者中心の「公政会」と、「新世代」中心の「編聯会」との対立の引き金となった「公政会問題」に当てている。ただしこれは、穏健派が与野党対話を中止したことで収束した。

第5章では、「1980年代第III段階」(1987～1989年)を考察し、1986年に結成された民進党という「プラットフォーム」の上に、「紛争」がいかにか政党内の文脈で展開されたかを検討している。この段階に入ると、「国家安全法」法案審議の是非をめぐる論争を皮切りに、党主宰の幾つかのデモ活動を経て「紛争」が再燃された。対立構図としては、最初(1987年)は「公職者 vs. 新潮流派」、その後は政党派閥・「美麗島派 vs. 新潮流派」(1988)に発展した。対立軸は、党外時期から解決を見ないままの「議会路線 vs. 街頭路線」であった。やがて、「新潮流派」の參選と、「美麗島派」によるデモ活動主導によってこの対立軸が解消されたが、それは「街頭路線」の放棄ではなく、その後「議会路線」と「街頭路線」を各々「主」・「従」、「戦略」・「戦術」に位置づけることに、両派間のコンセンサスが成立したと考えられる。

終章では、各段階を比較して「紛争」における「変化」と「不変」を抽出して検証している。「選挙・議会路線 vs. 大衆・街頭路線」の対立軸が終始存在しているが、この軸に関して、第I・II段階と第III段階とは、異なっている。第I・II段階では、戒厳令が施行中のため街頭デモが禁止されたため、この軸の背後に「法令に従うか否か」の思考が働いた。

しかし第 III 段階では、政治が自由化されたため、争点は弾圧の有無から野党のイメージ作りに変化した。また、第 I 段階から第 II 段階にかけて、「公職者優先 vs. 党外民主制」の対立軸を除けば、ほとんどの対立軸の中に「有限忠誠 vs. 抗議」が底流として存在したことも観察された。ちなみに、本論文の構成は以下の通りである。

## 序章 本論文の研究視角

### 第 1 節 研究対象と問題の所在

### 第 2 節 先行研究サーベイと新しい視角

### 第 3 節 本論文の構成

## 第 1 章 分析の枠組み

### 第 1 節 研究主題への視座

### 第 2 節 考察の視角と分析のための概念

### 第 3 節 本研究と視角・概念の関連性、及び必要な概念調整

## 第 2 章 1950 年代～1970 年代：「硬い権威主義」体制と「二つの路線」の浮上

### 第 1 節 「安全保障」という名の下での「国家」と「社会」

### 第 2 節 1950～1960 年代：「硬い権威主義」政治下に置かれた無力の台湾社会

### 第 3 節 1970 年代：「本土化」政策と社会の反応—「硬い権威主義」の微調整

### 小結

## 第 3 章 1980 年代第 I 段階（1980～1983）：「康派 vs. 新世代」の構図

### 第 1 節 国家と社会の再起、党外の変化

### 第 2 節 「ポスト美麗島時期」の党外：「康派」の主導と党外の再出発（1980～1981 年）

### 第 3 節 「批康運動」（1982～1983 年）

### 小結

## 第 4 章 1980 年代第 II 段階（1984～1986 年）：「公政会 vs. 編聯会」の構図

### 第 1 節 内外の圧力の下での国家と社会

### 第 2 節 「公政会交渉問題」I（1984～1985 年）

### 第 3 節 「公政会交渉問題」II（1986 年）

### 小結

## 第 5 章 1980 年代第 III 段階（1987～1989）：「美麗島派 vs. 新潮流派」の構図

### 第 1 節 民主化潮流下の国家と変貌中の社会

### 第 2 節 「美麗島派」の集結、「新潮流派」の優位（1987 年）

### 第 3 節 「不確実性の時代」—ストロング・マンの逝去、「美麗島派」の逆襲、「二つの路線」の合流（1988 年）

### 第 4 節 「二つの路線」の消長および路線合流点としての「選挙」（1989 年）

### 小結

### 終章

## 参考文献リスト

### 【審査委員のコメントと総合評価】

(1) 「二つの路線の紛争」を主題的に扱う研究成果はもちろん、そもそも民進党をテーマにした学術的研究自体が、数少ない。確かに、一部の民進党研究の論文や専門書の中に、議論の関連性に応じて本主題に触れたものが若干存在するが、それらの多くが、在野政治勢力の内部派閥に主眼を置いたものや、政治反対運動戦略の文脈において本主題に言及したものである。また、マスコミの関連報道や論評があるものの、それを材料に歴史的・学問的に考察・分析する研究は少数である。ましてや、本論文が考察した 80 年代反対勢力・「党外」・民進党内部の二つの「路線」の紛争に関する研究は皆無であり、著者は、本論文が、この部分を、初めて取り上げた研究であることをオリジナリティのある学術研究の貢献であると主張した。それについては、審査委員会も同様に認識し、この「論争」の部分を現代台湾政治史上の複雑な文脈のなかでビビッドに描いた点に最大の学術的獨創性があり、その存在こそが、審査委員会で、本論文を「合格」と判定する決め手となった。

(2) 率直に言って、本論文には資料的制約がある。ある審査委員が指摘したように、本論文が、その論述の根拠として一部回顧録、「党外」雑誌、要人とのインタビューに依拠しているが、とくに「党外」雑誌は、二次資料と位置づけられ、だとすれば、そのような資料がどのような性格のものであるかを論文の冒頭できちんと記述しておくべきであった。また、インタビューの対象相手が狭く、政府や、アメリカなどの方針、政策を明らかにするような一次資料が使われていないとの指摘もあった。ただし、当時の状況のなかで、台湾在住の若い学徒に可能な仕事は、インタビューも含めて限られていた。著者が口頭試問で回答したように、依拠できる本格的資料は、この「党外」雑誌であったのであり、それは台湾の多くの当事者が語っていたことであった。

(3) ある審査委員は、著者が本論文での「二つの路線の論争」の終焉を 1989 年とし、そこで記述を止めていることに対して疑義をはさんだ。これに対して著者は、89 年以降の台湾政治状況は、性格が異なるものであり、89 年を終結点とすべきだと主張した。だが、これについては、「蔣経国三原則」が野党による「台湾独立」の主張を否定しており、91 年には「台湾独立綱領」を採択した民進党の「危機」もあったとの審査委員との意見が分かれた。ただし、この問題は、最終的には見解の相違であり、今後の検討課題とされた。著者はまた、考察期間にあたる 1980 年代という 10 年間で、1980～1983 年（第 I 段階）、1984～1986 年（第 II 段階）、1987～1989 年（第 III 段階）の三つの考察期間に区分したが、それは、「紛争」の変遷の特徴に合致するのみならず、政治情勢の変化も反映していたと言えよう。

(4) またある審査委員は、ハーシュマン、リンズなどによって理論的に類型化される部分から抜け落ちていく現実がないのか、類型と類型の境界線は何なのかという鋭い批判がなされた。この点については、著者は口頭試問でも認めたように、あまり意識していなかったようである。しかし、本論文は、前記のように、類型化よりも政治史の記述のほうに

強さを発揮しており、理論的問題については、今後の課題となる。

(5) 最後にある審査委員は、本論文の「現代的意義」にたいして質問を行ったが、2008年の政権交替後、台湾の与野党対立は国会と街頭を舞台に繰り広げられ、はからずも1980年代と似た路線論争も再発された。本研究で提示した視角が、今後の台湾政治の分析にも適用するか、その点は著者も十分意識しており、今後の研究課題となる。

口頭試問の内容はこれだけにとどまらず、さらに多くの角度からなされたが、以上のように著者は、それぞれの質問、批判、コメントにたいして真摯に回答し、反論も行った。審査委員との見解の相違などもあったが、これらは、本論文の評価を貶めるものではない。よって、審査委員会は、満場一致で、審査の全体的合否を合格とする結論に至った。